

# 総務委員会資料

## 所管事務の調査（報告）

### 地方公務員災害補償基金負担金の過払いについて

資料 1 地方公務員災害補償基金負担金の過払いについて

資料 2 地方公務員災害補償基金負担金の過払いに関する  
検証報告書

平成28年11月17日

総務企画局

# 地方公務員災害補償基金負担金の過払いについて

平成28年11月17日 総務企画局

平成28年9月2日に公表した、地方公務員災害補償基金負担金の過払いについて、原因の究明等を行うために総務企画局内に設置した検証委員会による報告書がまとまりました。この報告と、弁護士への相談等を踏まえ、本件についての対応を決定しましたので、以下のとおり報告します。

## 1 検証委員会による検証報告書について

平成28年9月9日、総務企画局内に検証委員会を立ち上げ、4回の委員会開催を経て検証報告書（資料2）のとおりに検討いたしました。その概要については以下のとおりです。

### (1) 地方公務員災害補償基金等について

地方公務員災害補償基金（基金）は、法に基づき設立され、地方公共団体等の常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等を行っている。その費用は、主に地方公共団体等から納付される負担金による。この負担金は、職務の種類による職員の区分ごとに、職員の給与（児童手当・退職手当を除く。）の総額に、定められた負担金率を乗じて得た額の合計額とされている。

### (2) 過払い金が判明した経過について

平成26年度分の確定負担金を算定する際、合議した前年度担当者が誤りに気付いた。その年度分は正して算定したが、過去分を検証したところ、平成21年度分から平成25年度分として約2,709万円の過払いが分かり、基金本部に報告し、時効完成前の平成22年度以降分約1,983万円の還付を受けた。一方、平成20年度分以前については書類廃棄済みのため検証に時間を要したが、電子データ等を基に検証を進め、平成15年度分から平成20年度分として約2,092万円の過払いがあることが判明した。

### (3) 過払い金が生じた原因について

#### ア 特別会計分の計上誤り（平成15年度～平成23年度分）

負担金の算定では、職員の給与の総額を計算するため、一般会計の決算額のうち節別に集計された帳票を会計室から取り寄せるべきところ、一般会計と特別会計の合計である帳票を取り寄せ、その違いに気付かなかったため、特別会計分の給与の総額が過大計上され負担金を過払いしていた。

#### イ 教育費・消防費の控除誤り（平成18年度～平成25年度分）

一般会計のうち、教育職員及び消防職員分の負担金は、教育委員会及び消防局で別途算定し納付している。そのため、一般会計の給与の総額から教育費及び消防費の給与等を全て控除する必要があるが、教育費と消防費の給与等に含まれる児童手当と退職手当を除いて控除したため、給与の総額が過大計上され負担金を過払いしていた。

### (4) 関係者へのヒアリング結果について

関係者として、平成15年度分から平成25年度分までの、担当者から総務局長まで計28人にヒアリングを行った。業務全般としては、職員厚生課内では、負担金業務自体の負荷は大きいものの、業務に問題があったとの認識はなく、部長及び局長は、定例業務として書面によりチェックを行っている状況だった。

また、上記（3）の過払い金が生じた2つの原因ごとにみると、特別会計分の計上誤りについては、関係した担当者は、マニュアル等がない中で、前年度と同じ帳票を使うことを意識しており、特別会計分が含まれているとは思っていなかった。また、教育費・消防費の控除誤りについては、関係した担当者は、引継ぎが十分でなく、事務の理解がしづらいつらい状況のまま事務処理をせざるを得ず、またどのように数字を使用し計算するかなどを示したマニュアル等の具体的な判断材料がない状況に置かれていた。

### (5) 検証委員会の考え方

本件については、まず大きな要因として組織的な問題がある。課内では、負担金業務のマニュアルの整備がなく、加えて十分なチェック体制の構築がなかった。

次に誤りが発見されず長期化した要因として負担金業務の特異性がある。概算負担金は年度当初に支出し、確定負担金の算定は、翌年度に決算額を基に行う。確定負担金算定後の報告の決裁は、収入・支出を伴う行為ではなく、局経理担当や会計室による審査は行われなかった。報告後は額により追加支出または還付となるが、平成15年度分以降全て還付のため調定行為となり、審査機関を経由していなかった。

また、過払い金が生じた2つの原因について個々にみると、まず、特別会計分の計上誤りは、財務会計システム切り替えの影響などにより帳票の取り違えが発生したが、当該帳票は一般職員が目にする機会がほとんどないものであり、帳票の標題部分の違いのみで取り違えに気付くことは難しかったことが要因と考えられる。次に、教育費・消防費の控除誤りは、適切なマニュアルや十分な引継ぎがなく、事務の理解がしづらいつらい状況のまま業務を行っていたことが要因と考えられる。

### (6) 再発の防止に向けて

#### ア 職員厚生課による再発防止策

職員厚生課では、従来の算定方法に加え、全項目を足しあげる手法を導入し、平成27年度分から実施している。今後は、算定に必要な事項を網羅したマニュアルの整備を早急に行い、状況に応じ更新するべきである。また、算定に複数の職員が関わるなど、チェック体制も強化すべきである。

#### イ 総務企画局による再発防止策

総務企画局としては、管理監督者の危機管理意識と、マネジメント能力の向上に取り組んでいく必要がある。また、長年にわたり事務過誤が続いたのは前例や固定観念に捉われていた面もあることから、職員側も意識改革を行い、絶えず業務を見直す姿勢が求められる。加えて、職場内・局内の情報共有を行い、事務過誤があった場合でも速やかに対応できる土壌を作る必要がある。

## 2 職員への賠償請求について

本件では、地方自治法による消滅時効が経過しているため、過払い額のうち28,181,215円は基金から還付を受けることができません。この時効対象分について、検証委員会の報告書と、弁護士の意見等を踏まえて、市として対応を検討いたしました。

結果、本件については、担当者をはじめ関係職員には故意又は重大な過失はなかったと認め、職員への賠償請求は行わないことといたしました。

## 3 職員の処分について

本件の関係職員に故意又は重大な過失は認められませんでした。多額の損失を市に与えたことは看過できることではありません。そのため、平成15年度分から平成25年度分までの算定誤りに関係した職員のうち、在職中の15人に対し、当時の職員厚生課長、担当係長、担当者については文書注意、人事部長については口頭注意を本日までに行いました。

地方公務員災害補償基金負担金の  
過払いに関する検証報告書

総務企画局

平成28年11月2日



## 地方公務員災害補償基金負担金の過払いに関する検証報告書

総合企画局人事部職員厚生課において発生した、地方公務員災害補償基金負担金の過払いにつきまして、局内に設置した検証委員会にて事実関係の調査及び関係職員からのヒアリング調査等を実施し、本件の事務過誤の原因を検証するとともに、再発防止に向けた取組について検討いたしましたので報告いたします。

### 1 地方公務員災害補償基金等について

#### (1) 業務内容

地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、地方公務員災害補償法に基づき設立された、地方公共団体が主体となって業務運営を行う、いわゆる地方共同法人であり、全ての地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）の常勤の職員（常勤的非常勤職員を含む。以下同じ。）の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等を行っている。

#### (2) 組織

基金は主たる事務所である本部を東京都に、従たる事務所である支部を都道府県及び指定都市ごとに置いており、川崎市支部も含め現在67支部が置かれている。

本市においては、総務企画局人事部職員厚生課（以下「職員厚生課」という。）が基金支部の事務局として基金関係業務を行っている。

#### (3) 業務に要する財源

基金が行う災害補償等を実施するために必要な費用は、主に地方公共団体等から納付される負担金（以下「負担金」という。）によって賄われている。

負担金の額は、職務の種類による職員の区分に応じ、その職務の種類ごとの職員の給与の総額に、補償に要する費用及び基金の事務に要する費用等を考慮して定める割合（以下「負担金率」という。）を乗じて得た額の合計額とされている。

#### (4) 負担金事務の流れ

負担金事務は、基金本部から基金支部に、基金支部から市に負担金の算定を依頼し、市長名で市長事務部局分を含む各任命権者及び特別会計に負担金の算定及び報告を依頼している。職員厚生課は、市の立場で市長事務部局分の負担金の算定を行うとともに、各任命権者及び特別会計から報告書を取りまとめ、最終的に市全体の負担金額を基金支部あてに報告している。

#### (5) 負担金算定方法

前記(3)のとおり、負担金の額は、職務の種類による職員の区分に応じ、その職務の種類ごとの職員の給与の総額に負担金率を乗じて算定することになる。

負担金には概算負担金と確定負担金があり※、地方公共団体等は、毎会計年度の初日から45日以内に概算負担金を基金に納付し、会計年度終了後の6月以内に確定負担金を算定し、不足があれば負担金を追加納付し、過納があれば還付を受けることに

なる。

平成27年度分の負担金を例に挙げると、概算負担金は平成25年度の給与の総額に平成27年度の負担金率と基金本部理事長の定める率をそれぞれ乗じて算定し、翌28年9月までに算定する平成27年度確定負担金は、平成27年度の給与の総額に平成27年度の負担金率を乗じて算定する。

(例) 平成27年度の負担金の場合

平成27年4月

27概算負担金 = 25年度給与の総額 × 27年度の負担金率 × 理事長の定める率

平成28年9月

27確定負担金 = 27年度給与の総額(決算額) × 27年度の負担金率

↓

27概算負担金 < 27確定負担金 ⇒ 追加納付

27概算負担金 > 27確定負担金 ⇒ 還付

この給与の総額とは、制度の対象となる常勤の職員に対して支払われる給与(児童手当及び退職手当を除く。)の総額であり、川崎市一般会計の歳出決算にあてはめると、「02節給料」、「03節職員手当等」に計上されている額の合計である。

川崎市一般会計歳入歳出決算事項別明細書上では、「02節給料」、「03節職員手当等」がそれぞれの費目ごとに個別に計上されており、その費目数も170程度に渡っている。

職員厚生課では、一般会計の「その他の職員」(清掃、教育、消防職員を除いた職員をいう。以下同じ。)分の給与の総額を算出する際は、会計室(平成19年度までは収入役室。以下同じ。)から節ごとの合計額を集計した帳票「会計・節別歳出決算」を取り寄せ計算をしている。この「会計・節別歳出決算」の02節及び03節の合計額から、「その他の職員」に該当しない職員分を控除し、さらに、負担金算定の対象外とされる児童手当及び退職手当を控除することで、負担金額の基となる給与の総額を算定する。

※ 概算負担金は、予算執行何は局長専決で電子決裁にて回議をしている。確定負担金は、額の確定は課長専決で電子決裁、算定資料は別途紙にて供覧し、追加納付及び還付も課長専決で電子決裁による回議である。

## 2 過払い金が判明した経過について

負担金の過払い金が判明した経過は、おおよそ、次のとおりである。

### (1) 平成21年度分～平成25年度分

平成26年度分の確定負担金の算定をした平成27年9月に、前年度の負担金事務の担当者が合議をする際に、市長事務部局分の負担金算定方法に誤りがあることに気

付いた。平成26年度分については、誤りを正した上で負担金を算定したが、平成25年度分以前を検証したところ、給与の総額から控除すべき教育費と消防費の児童手当及び退職手当の一部に控除漏れがあり、給与の総額を過大に計上し、基金に対し過払いが続いていることが判明した。さらに、検証作業の中で、平成23年度分以前について、市長事務部局分の給与の総額は一般会計の給与の総額を基に計算すべきところ、特別会計を含めた給与の総額にて負担金を算定していることも判明し、結果として基金に対し平成21年度分から平成25年度分として約2,709万円の過払いがあることが平成27年11月に判明した。

この件を、同年11月27日に基金本部に報告し、その後、対応等について協議を重ねてきた結果、地方自治法による5年の時効が完成していない平成22年度分から平成25年度分の約1,983万円については還付されることになり、平成28年9月30日に市に納入された。

#### (2) 平成15年度分～平成20年度分

平成20年度分以前については、書類が保存文書期間経過により既に廃棄済みであったため、当初は過不足について確認できず、検証方法の確立に時間を要することとなったが、平成14年度分以降については計算過程が分かる電子データが残されており、決算書との照合等により算定の見通しが立ったことから、それを基に検証作業を進めた結果、平成15年度分から平成20年度分として約2,092万円の過払いがあることが平成28年7月に判明した。

### 3 過払い金が生じた原因について

関係書類や関係者へのヒアリング等から、次のとおり、大きく2つの原因があることが確認された。

#### (1) 特別会計分の計上誤り

1つ目は、帳票の取り違い（平成15年度分～平成23年度分）によって、負担金の積算が過大となっていたというものである。

一般会計の「その他の職員」の給与の総額を算定するにあたり、前記のとおり「会計・節別歳出決算」（帳票）を取り寄せて作業を始めるが、この際、取り寄せる帳票は「一般会計節合計」であるべきところ、実際には一般会計と特別会計の合計である「会計節合計」を取り寄せ、それを基に負担金を算定していたため、特別会計分の給料及び職員手当等の額がそのまま過大計上されていた。なお、特別会計分は従前から別途負担金を算定し納付している。

取り違えた帳票（平成15年度分～平成23年度分）

24年 6月 18日

平成 23 年度 会計・節別歳出決算 (会計節合計)

会計	款	節	決算額	現計予算額	執行率 (%)
--	--	01	5,470,306,125	5,727,203,000	95.5
--	--	02	41,504,327,110	41,975,900,000	98.9
--	--	03	41,549,666,822	43,956,718,000	94.8
--	--	04	15,261,859,174	16,151,220,000	94.5



24年 6月 18日

平成 23 年度 会計・節別歳出決算 (一般会計節合計)

会計	款	節	決算額	現計予算額	執行率 (%)
--	--	01	4,951,015,837	5,170,939,000	95.7
--	--	02	40,309,078,126	40,701,688,000	99.0
--	--	03	40,729,770,408	42,918,101,000	94.9
--	--	04	14,701,247,837	15,529,769,000	94.7



帳票の枠内の02節・03節の合計金額には約20億円の差があるが、帳票の区別は表の右上の（ ）内の表記による。

また、過大計上の原因となった「会計・節別歳出決算」（帳票）に関しては、以下のような事実が確認された。

【会計・節別歳出決算】

- ・「会計・節別歳出決算」は、専ら監査委員が決算審査の際に参照する帳票であり、負担金計算で使用するのは、「会計・節別歳出決算」の帳票全体約60ページのうち1ページのみであった。
- ・平成15年度から市の財務会計システムが新しくなったことで帳票の形状が変わり、帳票の取り違えも平成15年度分の作業時から始まっている。
- ・平成14年度分まではシステム管理課が連票形式で出力し、会計室が受領していたものを職員厚生課が借り受けたのちに、必要部分をコピーし算定していた。
- ・平成15年度分からは、会計室がシステム上で出力することになり、必要な部分のみ受領することが可能になった。
- ・平成15年度分の算定に使用されたのは、特別会計を含んだ「会計節合計」（帳票）の額だった。

【その他】

- ・決算書の170の費目ごとに計上されている02節及び03節を足し上げて「会計・節別歳出決算」の数値と突合することはしていなかった。
- ・平成14年度分で使用した「一般会計節合計」（帳票）の02節、03節の合計額は約1,055億円、同じく平成15年度分で使用した「会計節合計」（帳票）の02節、03節の合計額は約1,046億2千万円であった。

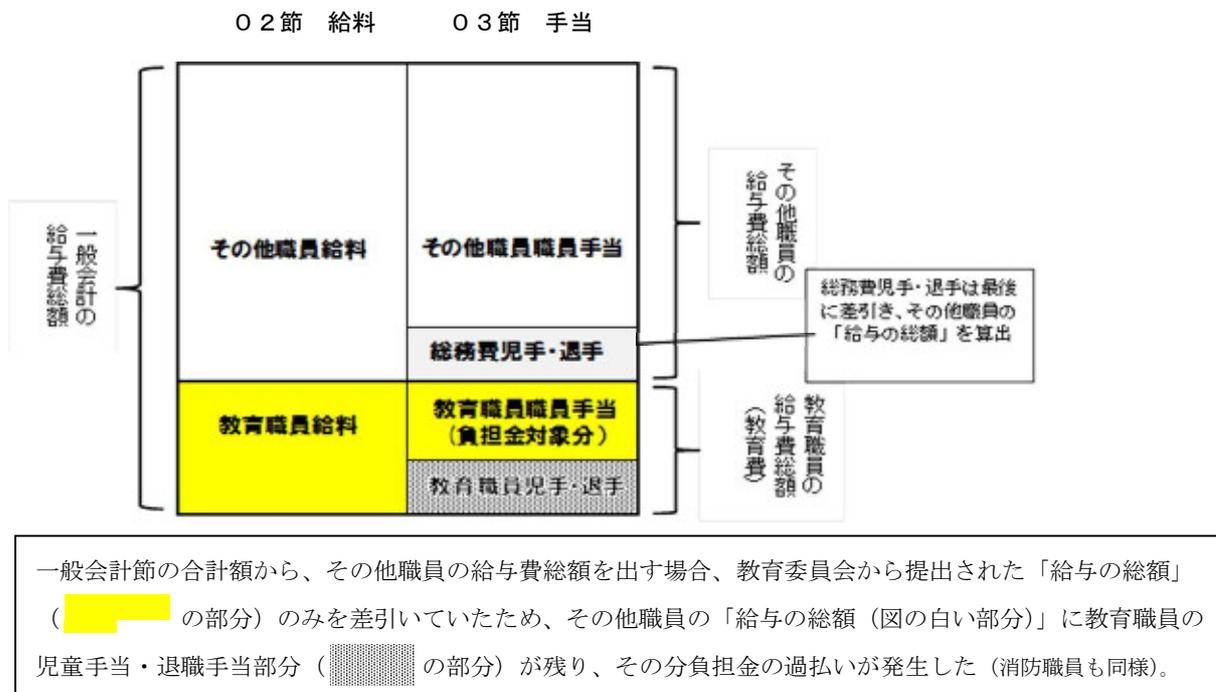
(2) 教育費・消防費の控除誤り

2つ目は、教育費・消防費の控除誤り（平成18年度分～平成25年度分）によって、負担金の積算が過大となっていたというものである。

前記1（5）のとおり、一般会計の「その他の職員」の給与の総額を算出するに当たっては、一般会計の02節及び03節の合計額から、「その他の職員」に該当しない清掃、教育、消防職員分を控除し、負担金算定の対象外とされる児童手当及び退職手当を控除することで、負担金額の基となる給与の総額を算定する。このうち、教育職員分及び消防職員分としては、それぞれ支給している「児童手当・退職手当」分も含めて控除すべきところだったが、それを除いて控除していた。

負担金の算定においては「給与の総額には児童手当・退職手当は含まない」ことが原則であり、教育委員会及び消防局からそれぞれ提出された資料の給与の総額には、児童手当・退職手当は含まれていない。ただし、一般会計の「その他の職員」分の給与の総額を算出する作業においては、一般会計の給料・職員手当等の合計額から「その他の職員」以外の費目をすべて控除する必要がある。誤りが発生した年度においては、教育委員会及び消防局から提出された、「児童手当・退職手当を含まない」数値を使用していたため、一般会計分の中に、教育委員会及び消防局分の児童手当・退職手当が控除されずに残り、「給与の総額」を過大計上することとなっていた（下表のとおり）。

教育費と消防費の控除誤りの概略（平成18年度分～平成25年度分）



また、過大計上の原因となった「教育費・消防費の控除事務」に関しては、以下の  
ような事実が確認された。

- ・一般会計の「その他の職員」の給与の総額を算定する際には、表計算ソフトのデータを更新することで行っていたが、その手順を具体的に記載したマニュアルは存在しなかった。
- ・負担金算定のために教育委員会及び消防局から提出された資料は、負担金算定の対象とならない児童手当は除かれていた。
- ・負担金の算定に当たっては、教育委員会及び消防局のそれぞれが支給している児童手当の数値を入手する必要があるが、その手順の引継ぎは行われていなかった。
- ・一般会計の「その他の職員」の給与の総額を算定するための表には、児童手当・退職手当を控除する欄があるが、そこには総務費の児童手当及び退職手当のみが入力されていた。

#### 4 関係者へのヒアリング結果について

##### (1) ヒアリングの概要等

###### ア 負担金担当者、厚生班担当係長、職員厚生課長

(ア) 実施人数・・・16人

(イ) 内容

- ・当時の課の業務状況、課題等
- ・負担金の計算方法及び引継ぎの状況
- ・誤りに至った経緯等

(ウ) 結果

- ・負担金業務は、担当者が一人であり、不明な点は必要に応じ前任者等に確認していた。
- ・マニュアルや十分な引継ぎがなかった。
- ・負担金業務に課題があったという認識はない。
- ・算定は過去の資料を参考に行い、自分で調べて対応していた。
- ・他の業務の影響により、算定に支障を来すようなことはなかった、等。

※業務を行う際の具体的な内容に関しては、後段で別途記載

###### イ 人事部長、総務局長

(ア) 実施人数・・・12人

(イ) 内容

- ・負担金決裁の状況等
- ・決裁時の説明、質問、確認点

(ウ) 結果

- ・政策的な判断が必要な案件や定例的でないものなどは、担当に確認するなど

によりチェックをしていた。

- ・定例業務については、決裁に添付された書面により審査を行っていた。
- ・本件について特に説明を受けた記憶はない、等。

ウ 会計室決算担当者

(ア) 実施人数・・・8人

(イ) 内容

- ・決算資料の内容
- ・職員厚生課との帳票のやりとり
- ・上記についての報告、引継ぎ

(ウ) 結果は、(2)イのとおり

(2) 特別会計分の計上誤り（帳票の取り違え）に係るヒアリングの結果

ア 職員厚生課の負担金担当者

- ・歴代の負担金担当者（平成15年度分以降）は、使用した「会計・節別歳出決算」の約60ページにわたる帳票全体を見たことはなかった。
- ・会計室に「会計・節別歳出決算」を依頼する際は、前年に使用した帳票を提示するか、「前年度使用したものを欲しい」と依頼していた。
- ・財務会計システムが新しくなった最初の年度である平成15年度分の担当者も「前年度の資料を提示し依頼したと思う」と述べている。
- ・「会計・節別歳出決算」の「会計節合計」に、特別会計の決算額が含まれている認識はなかった。
- ・マニュアルや十分な引継ぎなどがなく、「会計・節別歳出決算」の帳票は、見方に慣れていない資料だったので、前年度と同じ部分を転記するよう心掛けた。

イ 会計室の関係職員（会計室によるヒアリング）

- ・平成16年度の担当者（平成15年度決算を担当）は、「職員厚生課とやりとりをしたことやその時の印象についての記憶はない」と述べている。
- ・「依頼があったら対応する業務で、引継ぎはなかった」
- ・「やりとりは覚えていないが、指定された資料を渡していたと思う」

(3) 教育費・消防費の控除誤りに係るヒアリングの結果

職員厚生課の負担金担当者へのヒアリングの結果

- ・提出期限が限られ時間的な制約が大きいなか、関係部署から多くの書類を取り寄せる必要があり、その対応に追われ、内容理解まで踏み込むことは難しかった。
- ・教育費・消防費の控除を行う際、欄外に「数値は教育委員会から提出された資料」「数値は消防局から提出された資料」とのコメントが記載されているが、具体的にどの数値を使用するかは、マニュアルや十分な引継ぎなどがなく、過去の資料の数値を追っていくことで判断するしかなかった。
- ・負担金算定にあたって、前年度と算定方法を変更した認識はなかった。

## 5 検証委員会の考え方

### (1) 総括 ～ 組織的な問題について

本件は、組織的な問題が大きな要因となって生じたものと考えられる。

具体的には、毎年1億円を超える支出を行っていながら、負担金事務についてのマニュアルが整備されておらず、それゆえ、歴代の負担金担当者は、前年度の算定方法を踏襲するほかない状況に置かれていた。また、負担金業務の担当は主担当の一人のみであり、チェック体制が十分でなく、そのことが誤りを長期間に渡り継続させることにもつながった。

さらには、平成15年度以降、いずれの担当者も何らかの誤った算定をしているという事実は、この業務を担当すれば、同じ誤りを犯すリスクが常にあったということであり、職員個々人の対応には自ずと限界があったものと考えられる。

すなわち、本件は、組織として、リスクの分散や予防のために、マニュアルの整備や二重チェック等の体制構築の措置がなく、本件のような事務過誤の発生を未然に防止するための適切な措置や対策が講じられていなかったため、生じたものであると考えられる。

### (2) 負担金事務の特異性について

本件について、誤りが発見されず長期化した要因の一つとして、本件負担金事務の特異性があると考えられる。

本件負担金は、毎年1億円を超える額となり、年度当初に概算負担金として支出し、会計年度終了後6月以内に確定負担金を算定し精算している。総務局（現：総務企画局）では、基本的に支出負担行為は局経理担当を合議し、支出命令の段階で会計室の審査を経るが、本件負担金の場合、概算負担金は前年度に確定・報告した前々年度の給与の総額に負担金率等に乗じて計算するため、その過程に瑕疵がなければ、問題なく審査を通過する。しかし今回の事案は、確定負担金の算定段階で誤りが起こったものである。

確定負担金の報告に関する決裁は、直接収入及び支出を伴う行為ではないため、審査機関である局経理担当や会計室による審査は行われない。加えて、確定負担金の額の確定後は、不足があれば追加支出、過納があれば還付となるが、今回誤りがあった一般会計では、平成15年度分以降全て還付となっている。還付を受けるための調定行為は、会計室などの審査機関を経由しない。

このような負担金事務の特異性により、誤りがあった該当年度全てにおいて、高額の支出を伴うものの、誤りを早期に発見することができなかつたと考えられる。

### (3) 特別会計分の計上誤り（帳票の取り違え）について

平成15年度分の算定の際、「会計・節別歳出決算」の「会計節合計」（帳票）を職員厚生課が入手し、その数値をもとに負担金の算定を行ったため、給与の総額が過大となり、負担金の過払いが発生したことは確認できた。

この間における職員厚生課及び会計室の担当者間のやりとりについては、相当の年

月が経っていることから全てを明らかにすることができず、また、このような帳票の提供は会計室においては相手方からの依頼により対応していることから特に引継ぎは行っておらず、職員厚生課からの依頼内容や誰が依頼を受けたかについて特定することはできなかった。

当時の状況から推測すると、財務会計システムの切り替えでデータの出力方法が変わったことに加え、職員厚生課の担当者が業務初年度であったことにより、結果として帳票の取り違えが起こった可能性も考えられる。

また、平成14年度分で使用した「一般会計節合計」（帳票）の02節、03節の合計額が約1,055億円であり、取り違えて平成15年度分で使用した「会計節合計」（帳票）の02節、03節の合計額が約1,046億円となっており、両者の金額を比較しても、行財政改革により給与費が年々減額していた当時の状況では合理性があり、不自然な数字ではなかったことも取り違えに気付くことができなかった事情の一つとして考えられる。

「会計・節別歳出決算」帳票は、専ら監査委員の決算審査の基礎資料として作成されているものであり、職員厚生課の担当者が帳票を取り違え、その帳票の「会計節合計」という標題により、特別会計の合計が含まれていることに気付くのは難しいと考えられる。

特別会計分の計上誤りについては、以上のとおり、使用していた帳票が、一般の職員が目にする機会がほとんどないものであり、帳票の取り違えに気付くことは難しい状況にあったことや、新しい財務会計システムの稼働に伴う帳票の出力方法等の事務処理の変更の際、引継ぎやマニュアル等がない状況下に置かれた職員が、前任者と同様の事務手続を踏襲することのみ配慮せざるを得なかったということが主な要因で、誤りを発見する機会を失したものと考えられる。

#### (4) 教育費・消防費の控除誤りについて

本件負担金の算定に当たっては、一般会計の「その他の職員」の給与の総額を算出する際、教育費・消防費を控除するため、関係部署から書類を取り寄せる必要があるが、前記(1)でも述べたとおり、マニュアルが整備されておらず、加えて、どの書類のどの部分の数字をどう使うのか、明確な引継ぎも行われていなかった。

負担金の算定においては「給与の総額には児童手当・退職手当は含まない」ことが原則なため、教育費及び消防費を控除する際、教育委員会及び消防局から提出された、「児童手当・退職手当を含まない」数値を使用してしまったと考えられる。

教育費・消防費の控除誤りについては、適切なマニュアルや引継ぎがなく、負担金算定事務について十分に理解することが難しいという状況下に置かれた職員が、理解不足のまま業務を行わざるを得なかったということが主な要因と考えられる。

## 6 再発の防止に向けて（検証委員会の意見）

### （1）職員厚生課における再発防止策

#### ア 新たな算定手法の導入について

職員厚生課では、従来の負担金算定では、一般会計の給与費の総額から「その他の職員」に該当しない費目（清掃、教育、消防職員）を差し引く手法を採っていたが、平成27年度分の確定負担金の算定から、控除漏れを防ぐため、一般会計及び特別会計の全ての02節及び03節を足しあげる手法も加えて、確実に金額の突合ができる算定方法に改めた。

なお、算定過程の記録は、一連の公文書として簿冊に綴り、後々の確認ができるよう確実に保存しておくべきである。

#### イ 算定誤りを防ぐマニュアルの整備について

負担金算定の事務に関しては、当時の職員の人事異動が3、4年周期であったことから、ほぼ2年交代で担当替えを行っていたことが、今回のヒアリング調査で確認できた。

参照すべき資料が間違いやすいものであるにもかかわらず、マニュアルが整備されておらず、引継ぎもその場その場での対応であるなど、十分なものではなく、組織としての対応の不備が今回の算定誤りの大きな要因と言えることは先に述べたとおりである。

本件における事務過誤を踏まえ、今後の担当者が仮に関連知識が不足している職員であったとしても、間違いなく負担金の算定を行うことができるよう、算定方法に加えて、算定に必要な帳票や様式の見本、資料の依頼先など算定に欠かせない事項を網羅した理解しやすいマニュアルの整備を早急に行うべきである。

また、マニュアルには、負担金制度の趣旨、給与費の構造、基金本部に確認した事項等の記録も加えて、負担金制度の見直し等に応じた改訂版を逐次作成していくべきである。

#### ウ 複数の職員によるチェック体制の強化

職員厚生課では、所管している業務範囲が広範な上に複雑で、かつ扱う金額が高額な事務もあるため、一人の担当者任せにすることなく、必ず複数の職員が関わるよう、負担金業務に限らず、副担当を設けるなど、ダブルチェック体制を強化していくべきである。

### （2）総務企画局における再発防止策

#### ア 危機管理を含めたマネジメントの強化

本件は、長年にわたり負担金の算定に誤りがありそれを発見できなかった結果、多額の過払いが発生したもので、組織マネジメントを行う管理監督者としての危機管理意識の重要性について、再認識すべき事案である。

今後は、局内の関係部課が連携し、局全体としても事務過誤の再発防止に向けてコンプライアンス研修を実施するなど、さらなる注意喚起を図っていくとともに管

理監督者のマネジメント能力の向上に取り組んでいく必要がある。

#### イ 職員の意識改革

本件は、長年に渡り事務過誤を発見することができなかつたものであり、前例や固定観念に捉われず日々の業務に取り組む意識が欠如していたと言わざるを得ない。市職員のあるべき姿として、コスト意識や危機管理意識を持ち、絶えず業務を見直す姿勢が求められる。

今後は、局全体として、これまで以上に「市民目線」で日々の業務に取り組む意識改革を図るとともに、自発的かつ日常的に改革が実践される職場環境づくりを進めていく必要がある。

#### ウ 誤りを速やかに報告する情報共有の土壌

局内の各部各課において、全局に関連する多くの事務処理を行っているが、些細な不注意によっても事務過誤は起こり得る。そうした認識を局内全職員が常に持ち、職場内の情報共有を推進することで、事務過誤が起こったとしても速やかに報告を行い、連携・協力して過誤を修復していくという共通認識ができる土壌を作るべきである。



負担金過払い額の内訳

		基金負担金		過払額 (A-B)
		支払済額(A)	再計算額(B)	
保存文書 (5年)により確認	25年度分	76,995,159	73,482,903	3,512,256
	24年度分	78,281,938	74,753,464	3,528,474
	23年度分	69,584,115	63,625,724	5,958,391
	22年度分	71,261,661	64,430,127	6,831,534
	還付対象分合計			19,830,655
電子データ及び決算書により算出	21年度分	72,108,892	64,850,829	7,258,063
	20年度分	64,869,722	58,471,545	6,398,177
	19年度分	62,682,875	59,977,295	2,705,580
	18年度分	65,469,149	60,884,650	4,584,499
	17年度分	61,626,089	59,289,024	2,337,065
	16年度分	62,338,385	59,910,340	2,428,045
	15年度分	64,035,979	61,566,193	2,469,786
時効対象分合計			28,181,215	
総合計			48,011,870	

地方公務員災害補償基金負担金事務検証委員会の経過

9月 2日	公表
9月 9日	地方公務員災害補償基金負担金事務検証委員会発足
9月12日	第1回検証委員会
9月15日	弁護士相談
9月16日	弁護士相談
9月28日	第2回検証委員会
9月26日～ 10月12日	関係職員ヒアリング
10月19日	第3回検証委員会
10月21日	弁護士相談
11月 2日	第4回検証委員会

地方公務員災害補償基金負担金事務検証委員会設置要領

28川総職第1163号

(目的及び設置)

第1条 この要領は、地方公務員災害補償基金負担金に関する事務執行上の誤りの原因の検証及び再発防止等を図るため、地方公務員災害補償基金負担金事務検証委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検証する。

- (1) 地方公務員災害補償基金負担金事務に関する事務執行上の誤りの原因の究明に関すること。
- (2) 再発防止策の検討に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、総務企画局長、総務部長、人事部長、行政改革マネジメント推進室長、行政改革マネジメント推進室担当部長及び法制課長で構成する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、総務企画局長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、総務企画局総務部長をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(関係者等の出席)

第7条 会議は、調査検討事項について必要と認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務企画局人事部職員厚生課に置く。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月9日から施行する。